

**平成27年度
地域密着型サービス事業者
公募要項**

**平成 27年 4月
練 馬 区**

1 公募の趣旨

練馬区（以下「区」という。）では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。また、地域密着型サービスの事業者指定やサービスの質の確保など、区の基本的な考え方を示した「練馬区地域密着型サービス実施指針」（以下「実施指針」という。）を策定し、事業者の指定は、原則として公募方式により行うこととしています。

2 公募する日常生活圏域別の地域密着型サービス

平成 27 年 4 月 1 日現在の地域密着型サービスの公募数は、以下のとおりです。

区は、第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におけるサービス種類ごとの目標整備量に基づき、整備の進捗状況や利用状況等サービスの特性を考慮のうえ、事業所を選定します。なお、練馬区における日常生活圏域および目標整備量については、「実施指針」をご参照ください。

圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	—	1	—	—	2
		1				
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (介護予防を含む) (注1)	事業所数	1	1	1	1	4
	定員	18	18	18	18	72
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (注2)	事業所数	1	1	1	1	4
	定員	29	29	29	29	116

(注 1) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、看護小規模多機能型居宅介護事業所と併設する場合に限り事業所整備を認めます。なお、1 施設あたり 3 ユニット（定員の上限は 27 人）を上限とします。

(注 2) 定員は、登録定員の上限を示します。

3 公募時期

平成 27 年度は公募時期を 2 回に分けて、それぞれ選定を行う予定です。

公募期間および選定時期は以下のとおりです。

	公募期間	選定時期
第 1 回	平成 27 年 4 月 15 日～平成 27 年 7 月 15 日 (事前相談は平成 27 年 6 月 15 日まで)	平成 27 年 8 月下旬
第 2 回	平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 12 月 15 日 (事前相談は平成 27 年 11 月 16 日まで)	平成 28 年 1 月下旬

4 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 事前相談

下記(2)の公募申請書等を提出する前に、以下の計画概要書等を持参の上、公募締切日の 1 か月前までに事前相談を行ってください。

① 提出書類・提出部数

- ア) 【様式2】「地域密着型サービス事業計画概要書」 1部
 イ) 建物計画図（室別面積が記入してある平面図） 1部

② 提出先

練馬区役所 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係

* 電話番号等詳細は、「13 問合せ先」をご参照ください。

* 郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ、ご来庁ください。なお、土・日曜、祝日は除きます。

(2) 公募申請書等の提出

上記(1)の計画概要書の提出後に、以下の公募申請書等を提出してください。

① 公募申請に関する提出書類一覧および提出部数

ア) 公募申請書等

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
公募申請書等	(1) 公募申請書	所定の様式	様式1	正本1部 および 副本7部
	(2) 公募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式1別紙	
	(3) 地域密着型サービス事業計画概要書	所定の様式	様式2	
	(4) 法人の沿革	所定の様式	様式3	
	(5) 役員名簿	所定の様式	様式4-1	
	(6) 評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式4-2	
提案書等	(7) 事業計画提案書	所定の様式	様式5	※様式1から様式9については、電子ファイルを作成のうえ、各様式を格納したCD-ROMまたはEメールにて1部提出。
	(8) 代表者・管理者（施設長）の経歴書	所定の様式	様式6	
資金計画	(9) 資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式7	
	(10) 借入金返済計画書	元金、利率、期間、金融機関名等	様式8	
	(11) 収支シミュレーション	積算根拠を含む。	様式9	
	(12) 預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前1か月以内に発行されたもの	写し	
建物等	(13) 建物計画図	平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図、日影図		
	(14) 事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの		

イ) 法人の概要に関する書類

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
法人の概要	(1) 法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの	写し	正本1部 および 副本1部
	(2) 法人の定款または寄付行為	最新のもの	写し	
	(3) 給与規程	最新のもの	写し	
	(4) 就業規則	最新のもの	写し	
	(5) 収支予算書	直近1年分	写し	
	(6) 決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー計算書）	過去3年分	写し	
	(7) 過去の指導検査結果	東京都などから過去に指導を受けた場合のみ	写し	
	(8) 各年度ごとの従業員数（常勤・非常勤別）	過去3年分	任意	

② 受付期間

「3 公募時期」のとおり。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。

* 郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ、ご来庁願います。なお、土・日曜、祝日は除きます。

③ 提出先

練馬区役所 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係

* 電話番号等詳細は、「13 問合せ先」をご参照願います。

④ 留意事項

書類の提出にあたっては、**別紙1**「公募申請書提出にあたっての注意事項」により、体裁等を整えてください。

(3) 追加資料の提出

区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 費用負担

応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。

5 選定方法

(1) 現地調査および事業計画案説明（プレゼンテーション）

公募申請書の受付期間終了後、区は事業所予定地の現地調査を行います。また、応募事業者には、事業計画案説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

(2) 事業者の選定

事業者の選定は、区高齢者福祉施設整備および事業者指定に係る法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査いたします。また、公募申請書の

概要について、区地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）に協議します。これらの結果を踏まえ、選定事業者を決定します。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(3) 選定後の手続き

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、区に指定申請書を提出していただきます。区が指定申請書の審査および現地調査を行い、指定します。

指定日は指定月の1日付けとし、指定申請書の提出受付は指定日の前々月の末日までとします。例えば、平成27年8月中に指定申請書が提出され、区が受理した場合は、同年10月1日付けの指定となります。ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

6 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、区ホームページで公表します。

7 提案内容について

提出書類のうち、【様式5】事業計画提案書については、**別紙2**「事業計画提案書について」をご参照のうえ提案してください。

8 評価項目および評価基準について

選定にあたり、サービス種類ごとの評価項目および評価基準は、**別紙3**「評価項目・評価基準（細目）」のとおりです。この評価項目・評価基準に基づき、応募事業者を評価いたします。

9 質疑および回答

応募に関しての質問は、随時受け付け回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、区ホームページで回答書を公開します。

(1) 受付方法

別紙4「平成27年度練馬区地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に簡潔に記入のうえ、FAXまたはEメールで、下記「**13 問合せ先**」まで提出してください。

(2) 区ホームページの掲載場所

「トップページ」>「暮らしのガイド」>「介護保険」>「事業者向け」>「地域密着型サービス関係」>「地域密着型サービス事業者公募関係」>「平成27年度練馬区地域密着型サービス事業者公募について」

10 応募にあたっての留意事項

(1) 応募の取り下げ

応募を取り下げる場合には、取り下げ書（様式自由）を区に提出してください。

(2) 施設整備の補助について

施設整備にあたり交付金等補助を希望する場合は、交付金等の内示後に施設の建設や改修の着工をしていただくことになります。なお、施設整備の補助に関する資料については、「平成 27 年度着工分地域密着型サービス等整備費補助協議書作成要項（平成 27 年 4 月）」をご参照ください。

(3) 練馬区地域密着型サービス実施指針について

応募にあたっては、必ず「実施指針（平成 27 年 4 月）」をご参照ください。

1 1 建築基準法等の手続き

建築基準法、消防法、練馬区福祉のまちづくり推進条例を遵守した事業計画としてください。改修等においても、計画内容により各種の手続きが必要となる場合があります。

なお、各種手続きの進行状況について、報告をお願いします。

事業計画にあたっては、区の建築担当部局に事前にご相談ください。

(バリアフリー、福祉のまちづくりについて) 都市整備部 建築課

(建築基準法全般について) 都市整備部 建築審査課

電話：03-3993-1111 (代表)

1 2 公募の流れ

- ① 質問書、事前相談受付（公募締切日の1ヶ月前まで）
- ② 公募申請書受付
- ③ 事業所予定地調査
- ④ 地域密着型サービス運営委員会に協議
- ⑤ 事業計画案説明（プレゼンテーション）、選定委員会
- ⑥ 選定結果通知

1 3 問合せ先

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

T E L 03-5984-4589

F A X 03-3993-6362

E メール kaigo02@city.nerima.tokyo.jp